

令和3年 第1回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和3年1月8日（金）午前9時30分～												
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室												
3. 委員総数	12名												
4. 出席した委員（12名）	<table border="0"> <tr> <td>1番 須田貴志</td> <td>2番 佐藤 直</td> <td>3番 須藤孝子</td> </tr> <tr> <td>4番 巴 朋之</td> <td>5番 齋藤勝義</td> <td>6番 齋藤文男</td> </tr> <tr> <td>7番 佐藤久美子</td> <td>8番 齋藤久江</td> <td>9番 森 榮一</td> </tr> <tr> <td>10番 加藤朋光</td> <td>11番 遠藤 豊</td> <td>12番 小林 豊</td> </tr> </table>	1番 須田貴志	2番 佐藤 直	3番 須藤孝子	4番 巴 朋之	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 森 榮一	10番 加藤朋光	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
1番 須田貴志	2番 佐藤 直	3番 須藤孝子											
4番 巴 朋之	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男											
7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 森 榮一											
10番 加藤朋光	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊											
5. 欠席した委員（0名）													
6. 総会議長	会長 小林 豊												
7. 会議録署名委員	11番 遠藤 豊 1番 須田貴志												
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝												
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議												
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ……【7件】												
報告第2号	非農地通知書の発行について ……【1件】												
報告第3号	農地の転用事実に関する照会について ……【1件】												
議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ……【1件】												

- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の件について
・・・【 1 件】
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の件について
・・・【 1 件】
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について
・・・【 4 4 件】
- 議案第 5 号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
・・・【 1 件】
- ◆ 事務局長 ただ今より、令和 3 年第 1 回農業委員会総会を開催します
(開会 午前 9 時 3 0 分)

【 会長挨拶 】

- ◇ 議長 欠席者を報告します。本日は、欠席の届け出はありません。
よって本日の会議は成立しました。

- ◇ 議長 日程第 1 会議録署名委員の指名
1 1 番 遠藤豊委員 1 番 須田貴志委員の両名をお願いいた
たします。

- ◇ 議長 日程第 2 会議書記の指名
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

- ◇ 議長 日程第 3 会期の決定
会期は本日 1 日限りといたします。

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

- ◇ 議長 日程第 5 議案審議
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意
解約)について上程します。

◆事務局長

報告第1号-1は、借受人において、当該農地がもともと耕作に不便な場所にあることと、労働力不足により耕作が困難になったことから合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第1号-2は、貸渡人と借受人の双方合意のもと、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を活用した新たな利用権設定に変更するため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第4号-8に上程されています。

報告第1号-3は、借受人が離農するため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第1号-4は、新たな借受人との権利設定を確定させるため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第4号-26に上程されています。

報告第1号-5は、貸渡人が契約の見直しを行うため合意解約するものです。なお解約された農地の一部については新たな賃借権の設定として議案第4号-41に上程されているほか、残地についても今後新たな耕作者へ貸し付けされる予定です。

報告第1号-6及び7は借受人が同一であり、それぞれ同じ貸渡人と賃借料を見直し再契約を行うため合意解約するものです。なお1号-7の一部を除き、それぞれ新たな賃借権の設定として議案第4号-35及び34に上程されています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第1号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第2号 非農地通知書の発行について上程します。

◆事務局長

報告第2号について、申請地は『にかほ市象潟町小滝字浮島』地内の農地です。小滝集落から北方向へ約500mに位置しており、土地の表示は『象潟町小滝字浮島■■■■』ほか4筆、地目が『田』で、面積は合わせて11,229㎡です。現地は、10年くらい前から耕作されていません。雑草やヨシ等が繁茂し原野の状態になっており、農地としての再生は不可能と思われます。現地の調査に巴朋之委員に立ち合ってもらい、非農地であると確認しましたので、非農地通知書を発行しています。

〈暫時休憩〉

(午前9時39分)

〈再開〉

(午前9時57分)

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第2号について異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について上程します。

◆事務局長

報告第3号については、秋田地方法務局本荘支局から、農地の転用事実に関する照会があったものです。土地の表示は『にかほ市両前寺字家ノ浦』地内の『田』で、面積は1,656㎡です。場所は[REDACTED]敷地の北側に隣接しています。平成2年2月9日に、工場及び従業員駐車場用地として転用許可を受けていますので、その旨を回答しています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第3号について異議なしと認め、同意することに決定します。

次に議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第1号は、譲渡人が以前から法人に賃貸していた農地を、その法人の構成員である譲受人に無償譲渡するものです。これは農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◆事務局班長
(補足説明)

これは、農地の所有者が県外在住で、自分で耕作・管理できないため、以前から農事組合法人に貸していた農地です。今後も耕作・管理できないとの理由から、その法人の構成員である親戚に、当該農地を所有権移転（議案第1号）します。そして、譲受人が引き続き同じ法人に使用貸借（議案第4号-10）します。

譲受人が譲り受けた農地の全部を法人に使用貸借する一方で、耕作面積は下限面積の要件を満たしておらず、通常は所有権を移転することはできないものです。しかし『ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあつては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるとき

に限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。』との記載がありますので、法人の構成員に所有権移転する場合において、引き続きその法人に農地の全てを貸して効率よく耕作される場合に限り、所有権を移転できると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第1号について、原案どおり許可することに決定します。次に、議案第2号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第2号について、場所は大塩越集落の北端にある琴和喜踏切から北東方向に約400mに位置しています。土地の表示は『象潟町字男島■■■■』の地目が『田』で、面積は680㎡です。

令和3年4月からの東北デスティネーションキャンペーンの開催にあたり、本市の観光スポットである九十九島の一つ「花見島」に通じる通路として、キャンペーン期間を含めた約1年間、一時転用するものです。現地は、由利地域振興局職員及び森榮一委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第2号について、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

次に議案第3号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第3号について、場所は『にかほ市寺田字宇津野』地内で、畑集落の西側方向へ約400mに位置しています。土地の表示は『にかほ市寺田字宇津野■■■■』の地目が『田』で、同地番のうち一部129.6㎡です。

申請者は、平成31年から新規就農者として、寺田地区で農地を借りて花卉栽培を営んでいます。今後、作付け面積を拡大し、必要な農業機械等を導入する予定であり、その農機具格納庫等の農業用施設を建設するため、就農地の一面を借り上げ、

転用しようとするものです。

申請地は農用地域内の農地であり、転用は原則不許可ですが、農業用施設の建設は不許可の例外として認められています。現地は、由利地域振興局職員及び齋藤文男委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第3号について、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて44件あり、うち賃借権の新規設定が11件、再設定が32件のほか、使用貸借権の新規設定が1件で、総面積は245,899.27㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

議案第4号-1及び2は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-3及び4は、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-5及び6は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-7は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-8は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-9は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-10は使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-11は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-12から15は受人が同一であり、いずれも賃

借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-16及び17はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-1から17について、原案どおり承認することに決定します。

〈3番 須藤孝子委員退席〉

(午前10時17分)

◆事務局長

議案第4号-18は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-18について、原案どおり承認することに決定します。

〈3番 須藤孝子委員着席〉

(午前10時18分)

◆事務局長

議案第4号-19は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-20から22はいずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-19から22について、原案どおり承認することに決定します。

〈9番 森榮一委員退席〉

(午前10時20分)

◆事務局長

議案第4号-23は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-23について、原案どおり承認することに決定します。

〈9番 森榮一委員着席〉

(午前10時21分)

◆事務局長

議案第4号-24から26は受人が同一であり、24及び25はどちらも賃借権の再設定で、26は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-27から29は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-30は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-31及び32は渡人が同一であり、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-33は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-34及び35は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-36から38は受人が同一であり、36は賃借権の新設で、37及び38はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-39及び40はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-24から40について、原案どおり承認することに決定します。

〈5番 齋藤勝義委員退席〉

(午前10時24分)

◆事務局長

議案第4号-41は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-41について、原案どおり承認することに決定します。

〈5番 齋藤勝義委員着席〉

(午前10時25分)

◆事務局長

議案第4号-42は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-43は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-44は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第4号-42から44について、原案どおり承認することに決定します。

次に、議案第5号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について上程します。

◆事務局長

議案第5号は、太陽光発電設備用地として使用するため、農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものです。

場所は『にかほ市畑字雪車立場』地内で、桂坂集落に近い■■■■■■■■■■の南側方向へ約100mに位置しています。土地の表示は『にかほ市畑字雪車立場■■■■■■■■■■』の地目が『畑』で面積は266㎡です。

当該地は、周辺一帯を太陽光発電事業用地として使用する計画であることから、その計画上必要不可欠な土地であり、計画における除外規模は適当であると判断しています。ほかの候補地についても検討しましたが、面積や位置等の要件を、当該地と同等に満たす用地はないものと判断しました。

また、当該地に隣接する農地は61㎡の1筆のみで、連たんする農地ではないため、除外に伴い周辺農地の集団化や農用地利用集積、及び水路等の土地改良施設に支障をおよぼすおそれはありません。以上、農用地からの除外にあたっては、農業振

興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から5号までの5つの要件すべてを満たしているものと判断しています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第5号の変更案に同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することとします。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時30分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年1月8日

会議録署名委員

総会議長	会長
委員	11番
委員	1番